ベース・レジストリと制度的課題について

住所・所在地に係る番号制度 (アドレス・ベース・レジストリ) について

2023年7月26日

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

背黒:

土地・不動産関係のベース・レジストリについては、これまでのデジタル臨時行政調査会作業部会等における検討を踏まえ、第7回デジタル臨時行政調査会において、「住所や所在地情報について、各主体がバラバラに管理している情報をアドレス・ベース・レジストリが集約し、随時更新する仕組みを整備」(令和7年度までに)する方針を示したところ。

「アドレス・ベース・レジストリ」は、「住所・所在地に係る地理識別子※を一意に特定するための番号制度」※を新たに構築しようとする取組であるが、具体的な制度設計にあたって、その外縁を検討する必要あり。

本日議論いただきたい課題:

「住所・所在地に係る地理識別子※を一意に特定するための番号制度」の外縁を検討するにあたって前提となる具体的なニーズについて、民間事業者から紹介いただき、議論いただきたい。

※地物を一意に識別するラベルまたはコードの形式の空間参照情報。例えば「SW1P3AD」は郵便番号を指し示す地理識別子である(ISOより)。

住所・所在地・建物情報の現状と目指す姿

- 現状、日本では、住所・所在地・建物情報を一元的な形で管理しておらず(住所・所在地と建物情報をそれぞれ別体系で管理)、結果として、 行政機関や民間企業においては独自に住所・所在地・建物情報や地図等を整備し、社会全体で重複したコストが生じており、デジタル化や DXの妨げになっているという意見もある。
- 行政機関だけでなく、民間企業含めた効率化・デジタル化を進めるためには、①行政機関や民間事業者が参照可能な"住所・所在地・建物情報を統一番号の元で管理して整備し、②関係する行政機関や民間事業者が当該情報を参照する構成で、自らのシステムを構築することで、社会全体の重複コストを削減しつつ、データの互換性が担保されることで、更なるデジタル化・効率化を促進することが可能なのではないか。

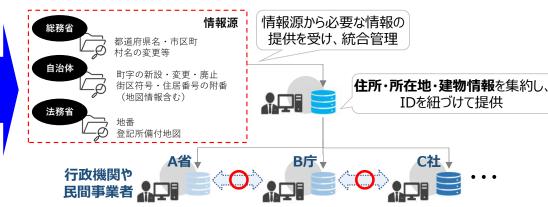
【現状】

住所・所在地・建物情報がバラバラに管理され、 社会全体で重複した整備コストが生じている。 また、データの互換性が担保されず、データ連 携の促進がなされない状況

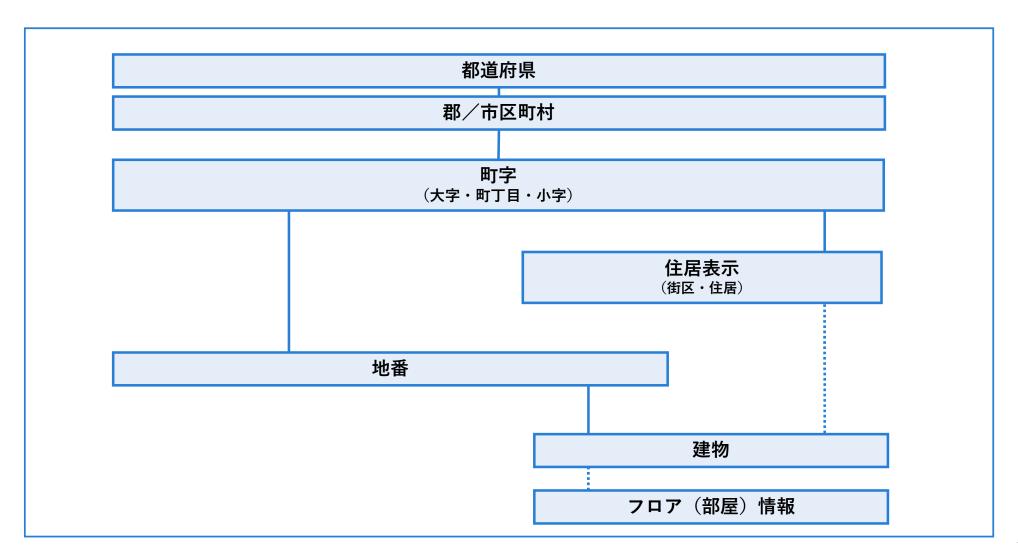


【目指す姿】

社会のインフラとして、統合的に管理された住所・所在地・建物情報を整備し、当該情報を行政機関や民間企業で共有して活用することで、社会の重複コストを削減しつつ、社会全体のデータ連携が促進し、更なるデジタル化・効率化が達成される



住所・所在地に係る地理識別子の構造



文字情報に係る課題

住所・所在地をデータ項目に含む台帳を管理するシステムにおいては、住所管理に係る業務の自動処理を目的として、 町字(大字町名・丁目・小字)単位でID管理している場合が多い。現在、誰もが無償で利用可能なデータは存在しないことから、民間事業者等が整備している有償データをシステムに組み込んで運用するか、有償のデータを導入せず独自の運用を行っている。

有償データを導入していない場合は、手入力や手書き情報を機械読み取りを行う際の誤認識等により、表記ゆれが生じており、また、有償データを導入してる場合においても、データを提供している各主体の解釈の違いや文字規格の違い等により、各主体のデータ間においても表記ゆれが生じている。

このような状況により、住所・所在地をデータ項目に含む台帳において、台帳間で住所・所在地の表記ゆれが生じていることから、各台帳を住所・所在地等により紐づけようとしたときにうまく紐づかず、台帳間の紐づけの負荷が大きい。

町字単位で生じる表記ゆれ等の事例

【文字の揺れ】

霞が関:霞ヶ関:霞ケ関 ※送り仮名の揺れ

四谷:四ツ谷 ※送り仮名の有無

旅籠町:旅篭町 ※異体字による揺れ

【町字と地番・住居表示の区別が容易ではない事例】

浦安市舞浜2-1-1 :浦安市舞浜2丁目1番1号

※町字は「舞浜2丁目」、住居表示実施

浦安市舞浜2-11 :浦安市舞浜2番地11

※町字は「舞浜」、住居表示未実施

【文字の誤認がされやすい例】

正:石川県金沢市磯部町八55 ※カタカナの「八」 誤:石川県金沢市磯部町八55 ※漢数字の「八」

位置情報に係る課題

住居表示実施地域においては、町字以下の表記は街区符号・住居番号(例:3番3号)であるが、不動産登記の地番(例:7番地29)も存在している。

住居表示実施地域において不動産登記簿を取得する場合、住所表記に地番が使われていないことから、不動産登記簿の取得に必要な地番を知るために、民間事業者の地図を閲覧する、自治体の窓口に問い合わせる等の負荷が生じている。

この課題は、住所・所在地の文字情報のみの整備では解決されず、地番と住居表示(街区符号・住居番号)について、統合的に整備し、地番と住居表示の関係性が容易に把握できるようになることが必要である。

地番と住居表示

住所表記(住居表示)

東京都千代田区大手町一丁目3番3号

地番表記 (不動産登記)

東京都千代田区大手町一丁目7番地29

住所表記と地番表記の番号が全く異なっており、 住所から地番を探すことが困難

